

新潟市グリーン調達推進方針  
「令和4年度特定調達品目及びその判断の基準、調達目標」  
主な変更点

<国の基準変更に伴う主な変更点>

今回の変更では、3品目の新規追加とこれに伴う新たな基準の設定、59品目の判断の基準等の見直しを行いました。

(1) 品目の追加

- テープ印字機等用カセット（品目追加）
- テープ印字機等用テープ（品目追加）
- 給水栓（品目追加）

全部で22分野285品目になりました。

(2) 判断の基準等の見直し

「文具類」分野の全項目及び「作業服」について、エコマーク認定商品が基準品であることが明文化されました。

「電子計算機等」分野及び「家電製品」分野の一部項目について、省エネ法トップランナー基準に基づいて、エネルギー消費効率が引き上げられました。

「乗用車」については、基準品から天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車<sup>1</sup>が除かれ、電動車等（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車）に限定されました。

なお、ハイブリッド自動車の場合は、排出ガス基準、燃費基準も満たす必要があります。

その他の修正は別添「特定調達品目及び判断の基準等の見直し一覧」のとおりです。